

元職員の不正行為について

当院におきまして、元職員による不正行為がありました。

事案の概要としましては、当院の事務職員（当時 50 代男性）が在職中の平成 28 年 2 月から令和 6 年 2 月までの間に、当院の銀行口座から自己名義の銀行口座に複数回にわたり振り込みを行うなどして、合計 6,610,207 円を着服していたものです。

当院において内部調査を行った上で、当事者からは被害額の全額弁済を受けています。

なお、当事者は既に退職していますが、退職手当については不支給としております。

当院としましては、本事案を重く受け止め、今後このような事態が発生しないよう、職員への教育及び指導を徹底するとともに、管理体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

令和 7 年 11 月 5 日

独立行政法人国立病院機構和歌山病院

院長 南方 良章